

年金減額異議

提訴先、通知で誤記 厚労省謝罪 12地裁で移送決定

毎日新聞 2015年12月29日

国が2013年度に実施した年金減額をめぐる、取り消しを求める訴訟が高裁所在地の地裁でしか起こせないにもかかわらず、厚生労働省が年金受給者に対し、最寄りの地裁と誤って通知していたことが分かった。厚労省は「認識不足だった」と謝罪しているが、年金受給者が起こした全国39地裁の取り消し訴訟のうち26地裁について、国が高裁所在地の地裁に移送して審理することを申し立て、12地裁で移送が決定。原告側は即時抗告するなど反発している。

各地の原告団を支援する全日本年金者組合（東京都豊島区）によると、誤記があったのは、減額に対する不服を厚労省の社会保険審査会などに申し立てた年金受給者への棄却決定通知書。減額決定の取り消しを求める訴えは「行政訴訟法第14条により、決定を知った日から6カ月以内にお住まいの地域の地裁に提起できる」と記されていた。

ところが今年5月以降、国は相次いで審理する地裁の移送を求め、厚労省は6月中旬以降の棄却決定通知書で、訴えを起こせる地裁を「高裁所在地の地裁」に変更した。厚労省社会保険審査調整室は「混乱させて申し訳ない。減額分の損害賠償を求める訴えなら各地裁に提起できる。当時は訴えの内容が分からなかった」と釈明している。

長野県の原告団は28日、東京高裁管内の長野地裁が22日、東京地裁への移送を決めたことに対し、即時抗告した。松沢秀紀・同原告団長（75）＝同県坂城町＝は「多くの人が自らの問題として傍聴するためにも、最寄りの裁判所で争うよう求めていく」と話した。徳島地裁の移送決定に対しても、原告団が即時抗告している。原告側は「行政訴訟法は下級行政機関所在地での訴訟も認めており、年金事務所がある各地裁での審理も可能」などと主張。国側は「減額決定は厚労相の権限であり、高裁所在地の地裁に限られる」と説明している。

国は、過去の物価下落時に年金額を据え置いた特例水準の解消を理由に、13年度の年金額を1%引き下げた。しかし、全国の年金受給者約3800人が今年2月以降、「健康で文化的な最低限度の生活を保障する憲法25条に反する」と主張し、減額決定取り消しを求める訴えを起こしている。【川辺和将】